

社会福祉法人 正心会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置し、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年 11月～ 相談窓口の研修・パンフレットの見直し
- 令和3年 4月～ 作成した制度に関するパンフレットを職員に配布
- 令和3年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知状況調査

目標2：令和6年 3月までに、職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間180時間未満とする。(月平均15時間未満)

<対策>

- 令和2年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和4年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための検討会及び研修を実施
- 令和4年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修を実施

目標3：令和6年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年 10月～ 人事施策委員会での検討開始
- 令和3年 1月～ 有給休暇取得の取得状況(進捗)などがわかるシフト表共有による取得促進のための取組の開始
- 令和4年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施